

第9回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見

日本国政府は、第9回日本定期報告に関する最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/9)について、委員会に対して以下のとおり意見を伝えたい。

最終見解のパラグラフ11及び12に関して、我が国は、委員会に対して提供した皇室典範に関する説明が十分に考慮されなかったと考えている。そのため、我が国は、このことについて、以下のとおり我が国の立場を伝える。我が国にとって皇室典範に関する記述は受け入れられず、削除されるべきである。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)にいう「女子に対する差別」(条約第1条)とは、性に基づく区別等により女子の「人権及び基本的自由」を侵害するものを指す。

ここでいう「人権及び基本的自由」とは、いわゆる基本的人権を意味するが、皇位につく資格は、基本的人権に含まれているものではないので、皇室典範において皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されていても、女子の基本的人権が侵害されることにはならず、したがって本条約が撤廃の対象としている「女子に対する差別」に該当しない。

我が国の皇室制度も諸外国の王室制度も、それぞれの国の歴史や伝統を背景に、国民の支持を得て今日に至っているものであり、皇室典範に定める我が国の皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項である。

以上のことから、委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない。